



JML 会員登録のお勧め



私達が超軽量動力機の普及と発展を考えるとき他人に迷惑をかけないことを念頭におき、行政当局、関係機関、その他一般の方々から真の理解と協力を得ることが必要です。

NPO 法人 日本マイクロライト航空連盟

日本マイクロライト航空連盟(以下 JML)は、1999 年に日本航空協会から全国統括団体として認められているマイクロライト航空機(超軽量動力機)の組織団体です。JML は会員相互の親睦融和をはかり、マイクロライト航空機を操縦する人々がその飛行に伴う責任を自覚し、正しい知識・技術の向上を目指し、飛行の安全と航空スポーツの健全な発展を図ることを目的としています。すべてのフライヤーが「JML 会員登録」に加入していただき連盟の目的に沿って協力していただけるよう願っています。JML では三井住友海上火災保険株式会社(以下三井住友)と契約し、登録された方全員に第三者賠償責任保険(以下保険)を付けています。

有効期限が迫っている方には、有効期限の切れる 1 ヶ月前に JML 事務局より、当パンフレットと更新案内をお届けします。添付の会員専用「郵便振込用紙」で、お早めに振込手続きをお勧め致します。

会員登録の手続き

- (1) 会員フライヤー登録料は(税込)は次の通りです。
★会員の入会金は、¥1,000(入会時のみ) 年会費:¥15,000(会費は1年単位で途中の返金はできません)
ジュニア会員:¥6,000/年 (17 歳~25 歳) シニア会員:¥10,000 (78 歳~)
- (2) お振込みが確認されると「保険付与手続き」と「継続会員の登録」が行われ、新しい「会員証」がお手元に届きます。有効期限を確認してください。登録された会員はそれぞれの地域組織に加入していただくことになります。
- (3) 会員証の有効期限 = 保険対象期間が切れてしまった方。(1)と同様です。早めに「振込手続き」をされますようお勧め致します。➡この場合、更新日のズレ(遅れ期間)は空白期間となり保険対象になります。

会員登録料に含まれるもの

(※印 : 継続会員 及び Jr. 会員は理事長推薦を含む)

- (1) ※ 日本選手権等各種の公式競技会への参加及びスポーツライセンス資格が得られます。
- (2) JML 情報誌(6 月 15 日:夏季刊・紙面)(1 月 15 日:冬季刊・電子版)が配布されます。
- (3) 第三者賠償責任保険(1 事故あたり 1 億円)に加入されます。但し会員証有効期限内で発生した事故。
- (4) 航空法の飛行許可申請業務の援助が受けられます。
- (5) ※ JML 及び FAI(CIMA)事業支援(ボランティア)派遣の資格が得られます。

会員登録証の発行

新規入会ご希望の方はお電話か

<http://www.flyers.jp> にて ⇒

ホームページ「入会案内」

欄から「入会申込書」に記
入して送信して下さい。

登録されると登録証が本人宛に発送されます。

登録申請した日から 30 日経過しても届かない場合は JML 事務局にご連絡ください。

[更新の場合] 有効期限の切れる一ヶ月前に JML 事務局より「更新通知」と振替用紙が送付されますのでお早めに手続きをして下さい。

[紛失の場合] 再発行いたします。登録番号・氏名・住所を明記して再発行料 1000 円を郵便為替又は現金書留にて JML 事務局までお送り下さい。

[内容の変更] 変更内容を葉書又は FAX にてご連絡ください。

[有効期限] 登録申込用紙と入金の当月の 15 日までに確認されたものは翌月の 1 日から 1 年後(確認は郵便振替に記載された受領印の日付です)です。16 日以降、月末までに確認されたものは翌月の 16 日から 1 年後となります。

会員登録番号

あなたの登録証に記載された登録番号が保険番号として扱われます。また、保険は登録証の有効期限期間中に起きた事故が対象となります。(登録番号:JM-00000)

**【保険の対象】**

会員登録者である貴方が、貴方の飛行が原因で他人(第三者)に対して負わなければならない法律上の損害補償責任の範囲内に限られます。貴方自身、貴方の所有物及び同乗者は対象に含まれません。

【保険の最高限度額及び免責額】

最高限度額は、1事故あたり最大1億円の「第三者賠償責任保険」です。免責額は0円です。

【保険金を請求できる事故】

超軽量動力機(舵面式、体重移動式、マイクロライト仕様の自作機、ジャイロプレーン)を操作中、誤って他人を怪我させた場合(対人)、誤って他人の物を壊した場合(対物)で、相手側に支払わないといけない治療費や修理代等の賠償保険金として請求できます。

【保険金を請求できない場合】

次の場合、保険契約上免責となり、保険金は請求できません。

- ★ 保管中、組立中に生じた事故
- ★ 故意に起こした事故
- ★ 対人から借りたり預かった物に生じた損害
- ★ 同居している親族に与えた損害
- ★ 戦争・暴動・天災等に起因する事故
- ★ 同乗している人に与えた損害
- ★ 航空法上必要な許可を受けずに飛行して生じた事故
- ★ 空中衝突により生じた損害

**【その他の注意事項】**

- ◎ 事故がおきた場合、貴方が不必要な負担を避けるためにも、なるべく早く三井住友にご相談ください。
- ◎ 貴方が他にこのような保険に加入されている場合は、事故報告(書類含む)の時にその旨を必ず申し出てください。この場合は両方の保険から分担して保険金が支払われます。

【保険内容に関する一般的な問い合わせ】

0120-258-189 「JML 会員であることを併せて告げる」
☆ 三井住友海上火災株式会社 企業営業第二部 第一課
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-6 22階 TEL 03-6877-3110

万一事故が起きたら

三井海上に直ちに連絡し、「超軽量動力機フライヤー登録」の登録者であることと、次の内容を正確に伝えてください。

- ① 貴方の会員番号・住所・氏名・電話番号
 - ② 事故発生の日時・場所
 - ③ 事故の状況
 - ④ 相手(被害者)のケガ・損害の程度
 - ⑤ 相手(被害者)の住所・氏名
- などを連絡し同時に同事項を JML 事務局へも 事故報告書「様式あり」にてご連絡ください。

**特定非営利活動法人
日本マイクロライト航空連盟**

〒105-0004 東京都港区新橋1-18-2

TEL03-3519-2645 FAX03-3519-2646

e-mail:jml@flyers.jp http://www.flyers.jp